

第三章

行政関与の店頭回収の実施実態

第三章 行政関与の店頭回収の実施実態

3-1 はじめに

本章では、市単位による行政関与のスーパー等での店頭回収の実施実態を把握する。

3-2 目的

本章では、市単位による行政関与のスーパー等での店頭回収の実施実態を把握することを目的とする。

3-3 調査対象

全国 786 市（平成 22 年 11 月 17 日現在）を調査対象とする。

3-4 調査の流れ

調査の流れを図 3-1 に示す。

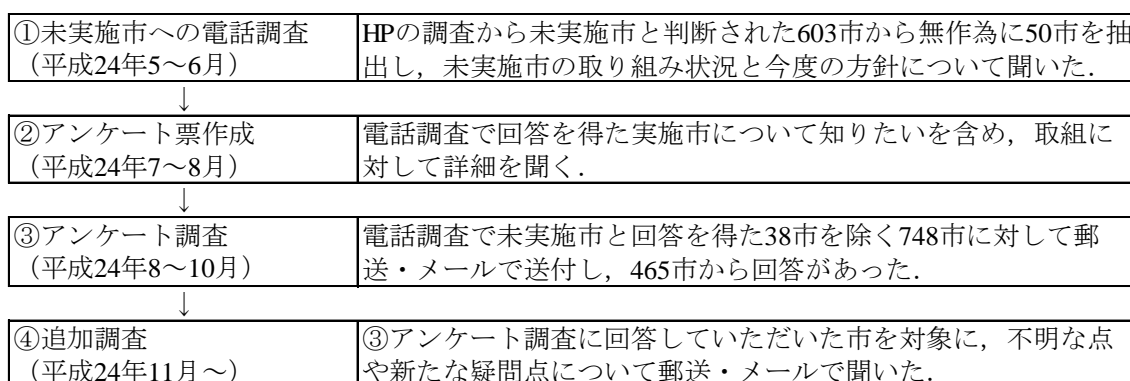


図 3-1 調査の流れ

3-5 調査方法

3-5-1 未実施市への電話調査

未実施市への行政関与のスーパー等での店頭回収に関する取組状況や実施市についてのニーズを把握するため、2-2-1 で述べた未実施市 603 市の中から無作為に抽出した 50 市に対し、電話調査を行った。

3-5-1-1 未実施市の取組状況と今後の方針

平成 24 年 6 月現在、未実施市が行政関与のスーパー等での店頭回収の取組についてどのような考えをもっているのか把握した。未実施市の市単位による行政関与のスーパー等での店頭回収に関する取組状況と今後の方針を表 3-1 に示す。

表 3-1 未実施市の取組状況と今後の方針 (n=50)

取組状況と今後の方針	市数	割合	備考
店頭回収に関与する取組を実施したことがある	12	24%	
店頭回収に関与する取組を実施したことがない	38	76%	
A. 今後、実施予定である	1	3%	日光市
B. 検討中	1	3%	U市
C. 実施予定であったが中止・延期となっている	0	0%	
D. 実施予定なし	36	95%	

表 3-1 より、50 市のうち 38 市が店頭回収に関与する取組を実施したことがなく、そのうち 36 市は今後の実施予定もないことがわかった。その理由として多くの市が、「資源ごみの回収体制が既に整っている」、「市民からの要望がない」という考えを持っていた。中には、スーパー等での店頭回収では、「他のごみが混入する恐れがある」などの回答もあった。残りの 2 市のうち、日光市がエコショップ認定制度の取組を実施予定であり、また、U 市はリサイクルを広げていくため検討中であることが判明した。

3-5-1-2 未実施市が実施市の実施実態について知りたいこと

未実施市が実施市の実態について知りたいことを表 3-2 に示す。

表 3-2 未実施市が実施実態について知りたいこと (n=38)

実施実態について知りたいこと	市数	割合
回収・処理方法や規模	8	21%
具体的な取組内容	4	11%
その他	3	8%
市の役割	2	5%
取組にかかる費用	2	5%
回収品目	2	5%
特になし	26	68%

表 3-2 より、回収方法や処理方法など実際にどのように取組を実施しているのかという内容についての具体的な取組内容についての回答が多くあった。また、費用面や防犯面など行政の負担となる項目についての回答もあった。

3-5-1-3 情報があつたときの考え

実施市の情報があれば、今後実施しようと思うかを表 3-3 に示す。

表 3-3 情報があれば、実施しようと思うか (n=36)

情報があれば、実施しようと思うか	市数	割合
実施しない	15	42%
話があれば実施したい	9	25%
わからない	9	25%
実施したい	3	8%

表 3-3 より、「実施しない」が 42%と一番多いとの回答となった。「話があれば実施したい」また、「実施したい」との取組に対して前向きな回答があわせて 33%であった。

3-5-2 アンケート調査内容

3-5-1-2 の内容を加味してアンケート票を作成した各質問項目の質問内容、回答方法、有効回答数を表 3-4 に示す。アンケート調査票そのものは付録 1-1 に掲載する。

表 3-4 アンケート票の質問内容

項目番号	質問内容	回答方法	有効回答
A. 取組の基礎情報について			
1	行政関与のスーパー等での店頭回収の有無	選択式	n=466
2	取組の種類について	選択式（複数選択可）	n=157
3	取組の詳しい内容について		
a	行政の店頭回収の取組名称，取組開始日，取組拡大日，参考とした市	記述式	n=96
	取組の実施理由	記述式	n=85
	取組を実施する中での問題や疑問点	記述式	n=36
	取組終了日と辞退理由	記述式	n=12
b	エコショップ認定制度の取組名称，取組開始日，取組拡大日，参考とした市	記述式	n=79
	取組の実施理由	記述式	n=72
	取組を実施する中での問題や疑問点	記述式	n=18
	取組終了日と辞退理由	記述式	n=1
c	その他の取組名称，取組開始日，取組拡大日，参考とした市	記述式	n=12
	取組の実施理由	記述式	n=11
	取組を実施する中での問題や疑問点	記述式	n=2
	取組終了日と辞退理由	記述式	n=1
B. 行政のスーパー等での回収拠点の実施実態について			
1	関与している資源ごみの回収品目	選択式（複数選択可）	n=98
2	事業者の種類ごとの店舗数	記述式	n=94
C. エコショップ認定制度について			
1	募集方法，認定基準，認定者	記述式	n=78
2	取組開始年度と平成24年7月の認定事業者数と参加店舗数	記述式	n=77
3	取組の効果	記述式	n=31
4	取組の問題	記述式	n=35
D. その他の取組について			
1	具体的な取組内容	記述式	n=11
E. 行政関与のスーパー等での店頭回収の取組実施後の変化について			
1	取組導入後の回収量と回収場所の数，回収頻度の変化	記述式	n=79
2	取組導入後の処理費用の内訳と増減	記述式	n=68
3	取組導入後の収集車両の変化	記述式	n=70
4	取組導入後の回収費用の内訳と増減	記述式	n=59
5	取組導入後の市民の反応	記述式	n=51
6	取組の問題点や改善点	記述式	n=56
	取組の効果やメリット	記述式	n=61
F. 未実施市の考えについて			
1	今後の取組の実施予定	選択式	n=309
2	検討中の取組の内容	記述式	n=20
3	中止・延期の理由とその取組内容	記述式	n=1
4	実施されない理由	記述式	n=215
5	実施準備段階での問題点，課題	記述式	n=4
G. 取組全体について			
	評価や課題	記述式	n=36

調査項目は大きく 8 つに分けられる。1 つ目は「取組の基礎情報について」、2 つ目は「行政のスーパー等での回収拠点の実施実態について」、3 つ目は「エコショップ認定制度について」、4 つ目は「その他の取組について」、5 つ目は「行政関与のスーパー等での店頭回収の取組実施後の変化について」、7 つ目は「未実施市の考えについて」、8 つ目は「取組全体について」である。本章ではこれら 8 つの調査項目への回答結果に基づいて、市単位による行政関与のスーパー等での店頭回収の実施実態を把握する。

3-5-3 アンケート票の返信状況

電話調査で未実施市と回答を得た 38 市を含む 786 市のうち 466 市から返信があった。157 市が取組を実施しており、309 市が実施していないことがわかった。（回収率 59%）

3-6 調査結果及び考察

3-6-1 実施市の取組の種類と未実施市の今後の方針

実施市の取組の種類と未実施市の今後の方針について表 3-5 に示す。

表 3-5 実施市の取組の種類と未実施市の今後の方針 (n=466)

行政関与の店頭回収の実施市	157市	未実施市	309市
拠点回収	99市	検討中	22市
エコショップ認定制度	79市	実施予定であったが中止・延期	1市
その他	12市	実施予定なし	282市
※複数回答不可		無回答	4市

表 3-5 より、466 市のうち 157 市が取組を実施しており、309 市が実施していないことがわかった (34%の市が実施)。拠点回収は 99 市 (466 市の 21%)、エコショップ認定制度は 79 市 (466 市の 17%) 実施している。

3-6-2 拠点回収の取組について

3-6-2-1 取組の契機

拠点回収の取組の実施理由についての回答を表 3-6 に示す。

表 3-6 拠点回収の実施理由 (n=85)

拠点回収の実施理由	市数	割合
ごみの減量化・資源化・リサイクルのため	48	56%
市民の利便性・意識向上	19	22%
法に基づき	18	21%
資源回収の補完・向上	13	15%
燃えるごみの減量化	6	7%
コスト削減	4	5%
民間会社・市民からの要望	3	4%
その他	3	4%

表 3-6 から、「ごみの減量化・資源化・リサイクルのため」取組を開始した場合が 56% と最も多く、また、「市民の利便性・意識向上」を目的として場合が 2 番目に多く、資源ごみの排出機会を増やし、市民の意識を高めることで回収量の増加につながると考えている市があることがわかった。3 番目に多かったものは、「法に基づき」との回答で容器包装リサイクル法などの施行をきっかけに行っている市があった。

3-6-2-2 取組の問題点や疑問点

スーパー等での拠点回収の取組を実施する中での問題点や疑問点を表 3-7 に示す。

表 3-7 拠点回収の問題点や疑問点 (n=36)

拠点回収の問題点や疑問点	市数	割合
品目以外の投棄・マナー	13	36%
保管場所の確保・維持	10	28%
店舗の負担	8	22%
申請店舗が少ない	6	17%
周知方法	5	14%
市民の利便性	4	11%
回収量	3	8%
安全性	3	8%
費用	2	6%
試行的な取組でとまっている	1	3%
収集方法	1	3%
盗難	1	3%
その他	1	3%

表 3-7 より、「品目以外の投棄・マナー」を問題と考えている市は 36%であった。また、「保管場所の確保・維持」が 2 番目に多く、3 番目に多い回答であった「店舗の負担」のように行政担当者は店舗への負担が問題点であると考えていることがわかった。

3-6-2-3 取組の辞退理由

スーパー等での拠点回収の辞退理由を表 3-8 に示す。

表 3-8 拠点回収の辞退理由 (n=12)

拠点回収の辞退理由	市数	割合
ステーション回収への移行・拡大	5	42%
企業の自主性に任せる	4	33%
回収機の老朽化	2	17%
市民の利便性と効率を考慮	1	8%
処理担当・地域の変更のため	1	8%
回収量の減少	1	8%
費用がかかる	1	8%

表 3-8 より、「ステーション回収への移行・拡大」、「企業の自主性に任せる」との回答が多く、拠点回収を終了し、行政とスーパー等が別々に資源ごみの回収を行うためとする市が回答全体の 6 割であった。

3-6-2-4 関与している資源ごみの回収品目について

行政のスーパー等の回収拠点で回収されている資源ごみを表 3-9、市ごとで回収されている回収品目数を表 3-10 に示す。

表 3-9 行政の拠点回収で回収される資源ごみ (n=89)

回収品目	ペットボトル	紙パック	トレイ	アルミカン	スチールカン
市数	65	28	28	15	14
回収品目	ビン	古紙	廃食用油	廃小型家電	その他
市数	12	12	13	4	35

表 3-10 市ごとの回収品目数 (n=89)

回収品目数	市数	割合
8種類	2	2%
7種類	2	2%
6種類	4	4%
5種類	8	9%
4種類	7	8%
3種類	11	12%
2種類	16	18%
1種類	39	44%

表 3-9 より、行政の回収拠点として回収される品目として 1 番多いものが「ペットボトル」であることがわかった。また、「紙パック」、「トレイ」と続き、資源物としての認知度が高いもの、比較的軽く場所のとらないものが回収されていることがわかる。

反対に「廃小型家電」、「廃食用油」のように、資源回収があまりされていないものの回収も市数は減るが行われている。しかし、保管が大変であり、市民に認識があまりされていないものであるから、回収を行っている市数も少ないことが考えられる。

表 3-10 より、回収される資源ごみの種類は「1 種類」の市が 44%と最も多く、「4 種類」以上の回収を行っている市は全て、10%未満であることがわかった。また、平均回収品目数は 1 市あたり 2.5 種類であった。

3-6-2-5 回収拠点の事業者の種類ごとの店舗数

行政のスーパー等の回収拠点の事業者の種類ごとの店舗数を表 3-11 に示す。

表 3-11 事業者の種類ごとの店舗数 (n=94)

事業者の種類	スーパー	スーパー以外の小売店	その他
店舗数	1707店舗	1214店舗	2620店舗

表 3-11 より、スーパーでは 1707 店舗で拠点回収が行われており、その他の中には市施設やコンビニエンスストアとの回答があった。

3-6-3 エコショップ認定制度の取組について

3-6-3-1 取組の契機

エコショップ認定制度の取組の実施理由についての回答を表 3-12 に示す。

表 3-12 エコショップ認定制度の実施理由 (n=72)

エコショップ認定制度の実施理由	市数	割合
ごみの減量化・資源化・リサイクルのため	58	81%
市民・事業者・行政が協力するため	15	21%
県の実施に合わせて	13	18%
取組店舗の周知	6	8%
店舗・事業者の支援	2	3%

表 3-12 より、拠点回収の実施理由と同じく「ごみの減量化・資源化・リサイクルのため」取組を開始した市が 81%であった。また、「市民・事業者・行政が協力するため」との回答が 2 番目に多くあり、エコショップ認定制度が三者にとって協力して回収を行うのに適した取組であると考えている市が多いことがわかった。

3-6-3-2 取組の問題点や疑問点

エコショップ認定制度の取組を実施する中での問題点や疑問点を表 3-13 に示す。

表 3-13 エコショップ認定制度の問題点や疑問点 (n=18)

エコショップ認定制度の問題点や疑問点	市数	割合
事業者の参加が進まない	6	33%
制度の認知度が低い	6	33%
認定のメリットがない	5	28%
認定後の活用・支援が十分でない	3	17%
市町村によって登録数に差が出る	1	6%
事業者の負担	1	6%
情報把握ができない	1	6%

表 3-13 より、「事業者の参加が進まない」、「制度の認知度が低い」、「認定のメリットがない」などの回答が多く、エコショップ認定制度には事業者にとって、魅力的な仕組みが少ないと考えている行政担当者が多いことがわかった。仕組みに問題があるとする市が多いことがわかった。

3-6-3-3 取組の辞退理由

エコショップ認定制度の辞退した 1 市の辞退理由として、「店舗にメリットが少なく、広がらないため」との回答があった。3-6-3-2 の回答も合わせ、エコショップ認定制度には、継続につながるような事業者にとってのメリットが少ないことがわかった。

3-6-3-4 エコショップ認定制度の募集と認定について

エコショップ認定制度の募集方法を表 3-14、認定に必要な項目数を表 3-15、認定者を表 3-16 に示す。

表 3-14 エコショップ認定制度の募集方法 (n=76)

募集方法	市数	割合
HPや広報誌による周知・募集	50	66%
店舗からの申請	19	25%
店舗への案内	7	9%
随時募集	3	4%
公募	2	3%
その他	5	7%

表 3-15 エコショップ認定に必要な項目数 (n=67)

認定に必要な項目数	市数	総項目数
1	42	3 (2), 6 (2), 7 (1), 9 (1), 10 (17), 11 (2), 12 (13), 13 (3), 14 (1)
2	5	5 (1), 8 (1), 10 (2), 15 (1)
3	6	8 (1), 10 (2), 17 (1), 42 (1), 43 (1)
4	1	7 (1)
5	2	13 (2)
その他	8	5個全部または14個中5 (1), 必須2個, 3区分で各1個 (15個中3個) (1), 必須2個, 18個中5個 (1), 5区分のうち1個 (4個中1, 2個中1, 3個中1, 4個全て, 3個中1) (1), 12個全部か一部 (1), 3区分で各1かつ15個中5 (1), 必須1, 11個中3個 (1), 4区分で各1個 (1)
不明	3	

※総項目数の欄のかつこの前の数字は各市が掲げる取組推薦項目であり、かつこの中の数字がその総項目数を掲げている市数を表す。

表 3-16 エコショップ認定制度の認定者 (n=66)

認定者	市数	割合
市長	61	91%
県または府	5	7%
なし	1	1%

表 3-14 より、募集方法として1番多いものは「HPや広報誌による周知・募集」であった。中には市だけでなく、県のHPなどで周知・募集を行っているとの回答もあった。2番目に多いものは「店舗からの申請」であり、これら2つの回答をした市は店舗の自主的な認定店舗としての参加を考えていることがわかった。

しかし、「店舗への案内」と回答した市が7市あり、市の職員が店舗へ案内を送るなど、また直接出向いて説明を行うなどの活動もみられた。

表 3-15 より、認定に必要な項目数は 1 つ以上とする市が 42 市と一番多く、できるだけ多くのスーパー等に参加してもらうため、認定基準が緩やかな制度となっていると考える。中には認定に必要な項目数が多くハードルが高い市や、項目に区分を設けている市もあった。区分の例として、「ごみの減量化に関して」、「ごみの資源化に関して」、「地球環境の保全に関して」、「ごみの減量化、資源化等の啓発活動に関して」の 4 区分などがあった。なお、認定基準の例を付録 1-2 に掲載する。

表 3-16 より、認定者には「市長」とする市が 90%と多くの市が認定を市が行っていることがわかった。エコショップ認定制度を県単位で行っている市の中で 4 市は認定者が実施している県や府であるとわかった。また、「つがる環境協議会」や「カスミグループ・茨城日産」などの回答もあった。

3-6-3-5 認定事業者数と参加店舗数の変化

取組開始時点と平成 24 年 7 月時点での認定事業者数と参加店舗数の変化を表 3-17 に示す。

表 3-17 認定事業者数と参加店舗数の変化 (n=77)

市名	開始時点		平成24年7月		市名	開始時点		平成24年7月			
	開始年月	事業者数	店舗数	事業者数		店舗数	開始年月	事業者数	店舗数	事業者数	店舗数
網走市	H14.5.1			39	39	御殿場市	H18.5	13	5	24	13
つがる市	H19.10.1	8	8	13	13	島田市	H17.6.3	9	9	9	9
函館市	H10.7.23			37	158	小牧市	H19.1	4	4	18	18
苫小牧市	H20.2.1		17		30	豊橋市	H12.12.22				184
小樽市	H15.1.15		10		59	稲沢市	H22.7.1	12	16	12	15
仙台市	H13.3	65		265		鈴鹿市	H13.4.1	31	49	43	52
花巻市	H13.10.1	18	22			堺市	H4		48		108
石巻市	H22.6.1		36		36	茨木市	H4.9.22	5	6	26	39
会津若松市	H18.10.24	5	5	10	10	東大阪市	H4			29	185
日上市	H9.2.10	11	23	15	34	交野市	H4	0	0	6	8
那珂市	H8.11.1	4	4	2	4	和泉市	H4.9	2	2	16	16
下妻市	H8.11.1			2	4	門真市	H4			10	13
牛久市	H8.11.1	2	2	21	21	柏原市	H4.9	2	8	2	8
龍ヶ崎市					22	藤井寺市	H4.9	5	5	14	14
守谷市	H8.11.1	7	7	5	5	大東市	H4.9.1				13
桜川市	H17.10.1	3	4	4	5	摂津市		1			93
稲敷市	H8.12.10		1		3	寝屋川市				7	10
A市	H8.11.1		43		45	松原市	H4.4.1	3	3	11	11
B市	H17.9.2	不明	不明	0	0	高槻市	H4.9.22	5	9	11	16
笠間市	H8.10.8	4	4	3	7	岸和田市	H4.9.22		2	32	70
結城市	H9.2	4	4	8	8	大阪狭山市			3		3
常総市	H9.4.1	1	2	2	3	洲本市	H8.3.15		51		65
銚田市	H17.10.11	4	4	8	9	三田市	H5.9.1		59		32
つくばみらい市	H18.3.27	2	2	4	4	加古川市	H4.12.1	3	17	2	14
ひたちなか市	H9.2.1	6	10	13	27	伊丹市	H5.4.1	3	13	90	96
古河市	H17.9.12	14	15	12	13	田辺市	H12		29		50
C市	H18.3.31	2	3	5	6	E市	H16.4.1	26	37	68	84
足利市	H15.10.1				49	下関市	H10.7.1	12	30	28	34
坂戸市	H19.5.1		31		48	新居浜市	H23.4.1	4	4	4	4
D市	H11.8.1	27	82	29	47	西条市	H21.2.1	11	13	22	24
鴨川市	H12.7.1	7	7	5	5	中間市	H20.4.1	7	7	3	3
松戸市	H5.2.1			31	49	小郡市				110	
八千代市	H11.9.1	10	10	22	22	F市	H20.4.1	1	3	8	23
川崎市	H5.7.1	160		400		大牟田市	H9.3	3	7		
鎌倉市	H21.5.1	15		34		八代市	H21.4.1	2	2	2	2
長岡市	H15.7.1	15	38	18	42	水俣市	H11.3	7	10	9	13
上田市	H10.6.1	23	23	28	28	別府市	H6.9.30	12	12	51	51
富士市	H18.2.1		13		72	大分市	H13.1.15	52		83	
沼津市	H12.2.1	11	25	31	56						

※空欄は無回答

表 3-17 より、エコショップ認定制度の継続年度と認定事業者数と参加店舗数の増減には、あまり関係がないことがわかる。しかし、表 3-17 で回答のあった市のうち表 3-15 で、認定に必要な項目数が 2 つ以上の市は、減少、変化のない 3 市を除く、14 市（八千代市、会津若松市、上田市、沼津市、鎌倉市、D 市、御殿場市、小牧市、別府市、大分市、苫小牧市、長岡市、E 市）で認定事業者数と参加店舗数が減少していないことがわかった。表 3-17 で認定事業者数と参加店舗数の両方で減少もしくは変化のない 7 市（笠間市、那珂市、古河市、加古川市、鴨川市、稲沢市、三田市）のうち、認定基準の実施項目数を把握している市の特徴として、全ての市の認定に必要な項目数は 1 つ以上であることがわかった。傾向として、認定基準を厳しく設けている市はあまり店舗数に減少がみられず、継続されていることがわかる。基準を厳しく設けることで認定店に認定店舗以外との差を持たせることができ、継続につながるのではないかと考える。

3-6-3-6 取組の効果

実施市が認識している「エコショップ認定制度」の効果を表 3-18 に示す。

表 3-18 エコショップ認定制度の効果 (n=31)

エコショップ認定制度の効果	市数	割合
ごみの減量化	9	29%
市民の意識向上	7	23%
回収量の増加	7	23%
把握できていない	6	19%
環境への取組の促進	5	16%
認知度の上昇	3	10%
店舗のイメージアップ	2	6%
市民の利便性向上	1	3%
とくに変化なし	1	3%
その他	3	10%

表 3-18 より、「ごみの減量化」や「市民の意識向上」など環境への効果、また、回収量の増加がエコショップ認定制度の効果として認識されていることがわかった。しかし、「店舗のイメージアップ」のような認定店舗への効果があまり把握されていないことがわかった。

3-6-3-7 取組の課題

エコショップ認定制度の課題を表 3-19 に示す。

表 3-19 エコショップ認定制度の課題 (n=35)

エコショップ認定制度の課題	市数	割合
登録店舗数の伸び悩み	15	43%
メリットが弱い	10	29%
効果が把握できていない	4	11%
取組内容が薄い・拡大がない	4	11%
市民の関心が低い	2	6%
周知方法	2	6%
リサイクル品目が増加することがない	1	3%
更新を怠る店舗が多い	1	3%
連携が必要	1	3%

表 3-19 より、エコショップ認定制度の効果・メリットが明確でないことから、「登録店舗数の伸び悩み」が課題として1番多い回答となっていると考えられる。取組の活性化と効果の明確化が課題であると考えられる。

3-6-4 その他の取組について

その他の取組についての回答を表 3-20 (その一) ~表 3-20 (その二) に示し、詳細なデータを得ることができた刈谷市のデータを表 3-21 に示し、刈谷市について言及する。

表 3-20 その他の取組 (その一)

市名	会津若松市	G市	千葉市	印西市	福井市	瑞穂市
名称	廃食用油の店頭回収	<無回答>	ごみ減量のためちばルール行動協定(事業者と協定締結)	印西市マイバック普及促進協力店制度	資源回収拠点拡大事業	瑞穂市容器回収システム実施事業
開始日	H22.4.1	H 12.4.1G1地区, H 19.4.1G2地区	H 15.8	H19.3.1	H16.6.1	H 10年以前頃
拡大日			H16.4.1		H17.4.1	
実施理由	集団回収の品目に追加したことから回収の普及拡大を目指して。	<無回答>	H14.3「千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を改定し、資源循環型社会の構築のための施策29項目の1つとして、本市の地域特性を踏まえた「ちば型」のごみ減量・再資源化の促進と環境への負荷低減に資する行動指針となる「ちばルール」の策定が必要であったため。	ごみの減量化を推進するため、市内においてマイバックの持参積極的に推進している店舗を、マイバック普及促進協力店として、広く市民等に推奨し、当該活動を支援するとともに、事業者及び市民等へ啓発を図るため。	H15より分別収集が始まったプラスチック製容器包装の排出の利便性を高めるため。	市民のリサイクル意識の向上のため。
参考市	なし	なし	なし	<無回答>	なし	<無回答>
取組内容	あいづ農協のファーマーズマーケット店頭でBOXを設置してもらい、回収業者が独自で回収している。	白色トレイの分別	市民・事業者・行政が自主的にそれぞれの役割と責任のもとごみの減量・再資源化を推進することで循環型社会を構築するための行動指針として「ごみ減量のためのちばルール」を策定。行動協定は、法的な規制による強制力は伴わず、事業者の自主性を尊重し、行政は事業者の取組みへ直接的に関与せず、市民への広報活動などの間接的な関与に留まっている。店頭回収した品目の収集、運搬並びに処理は実施していない。事業者の取組内容は、①レジ袋等の容器包装の削減、②廃プラスチック(食品トレイ)等の店頭における自己回収、③環境配慮製品の取扱拡大など。	<無回答>	スーパー等の小売店が設置したプラスチック製容器包装又は古紙類の集積所に対し、行政が回収を行っている。また、小売店が設置した回収ボックスや看板、保管庫の設置に要した費用の一部を補助している。	アルミ缶・スチール缶・ペットボトルを回収するため、市内13箇所に空き容器回収機を設置。空き容器回収機を使用するためのエコポイントカードを1世帯に1枚配布し、リサイクルに協力してもらう。回収機に容器を1本投入すると0.5ポイントをカードに付加して500点毎に景品(図書カード・トイレットペーパー・市指定袋など)と交換。なお、回収機でペットボトルは破砕、缶は圧縮して資源(有価物)として業者に引取を依頼。
問題・疑問点	<無回答>	施設内に設置することでトレイ以外の混入やいたずら未然に防ぐ。	<無回答>	<無回答>	<無回答>	<無回答>
取組終了日		H23.9.30				
辞退理由		10月1日より、プラスチック製容器包装の回収へ変更となった為、拠点回収からステーション回収へ移行。				

表 3-20 その他の取組（その二）

市名	刈谷市	柏原市	摂津市	相生市	E市	H市
名称	広報誌や市ホームページでの 広報PR	リサイクル用古紙回 収業務	ペットボトル拠点回収	空き缶デポジット回収	環境部の各環境セ ンター・各施設で の拠点回収	古紙・古着の回収
開始日	H24.7.1	H18.8	H18.8	H15.10.5	H19.6.1	
拡大日				H20.4.1		
実施理由	市や各自治会による資源物の 回収以外にスーパーマーケッ ト等や新聞販売店による店頭 回収・販売店回収の状況を把 握し、実績をリサイクル率に 反映させると共に、広報誌や 市HPなどで情報発信し、地 域の集団回収と併せて、資源 物の分別排出の促進を図るた め。（H24.7.1現在、資源物の 店頭回収を行っているスー パーマーケット等のうち14店 舗を市HPで紹介）	市役所庁内、及び市 立施設(幼稚園・保 育所・小・中学校) から排出される紙・ ダンボール等をごみ として処分するの ではなく資源として取 り扱うことで、ごみ 減量並びに経費削減 (ごみ処分費用)・環 境への負荷が少ない 循環型社会形成の一 環となる為	容器リサイクル法完全実施 施行(H12.4.1)に向けての 回収開始。ペットボトル拠 点：H10年開始時、スーパ ー等7店舗＋公共施設(学 校・公民館等)でスター ト、H23現在、スーパー自主 回収、廃業等もあり2店舗 のみ＋公共施設を行政回収。 H13.2月より全市ペットボ トル月1回収集開始、H20.6月 より月2回収集に至る	市民、事業者、行政が 一体となつてごみの減 量、リサイクルの推進 に積極的に取り組む中 で、兵庫県が提唱して いる「先導的容器回収 システムの構想」の理 念に基づき、市民の資 源ごみリサイクル活動 への直接参加、空き缶 等の散乱防止、資源の 確実な回収を図るた め。	子ども会や自治会 等の団体による資 源回収等を補充 し、紙ごみのリサ イクルの推進と市 民サービスの向上 を図るため	市の公共機関が少 なく、市民がよく 訪れる場所での回 収希望が多かった ため。
参考市	なし	なし	なし	なし	なし	なし
取組内容	市内のスーパーマーケット等 27店舗及び新聞店15店舗に対 し、調査票を送付。平成23年 度中の資源物の店頭回収及び 販売店回収の実施の有無（実 施していた場合は回収品目、 回収量、（スーパーマーケッ ト等については）広報PRの可 否）を回答してもらった。店 頭回収の取組みを広報PRする ことに承諾した店舗について は、広報誌や市HPで店舗名 及び回収品目を紹介した。	市内公共施設、市立 小中学校・幼稚園・ 保育所から排出され る古紙(リサイクル 可能なものに限る) を定期的に回収し、 古紙リサイクル会社 へ搬入。集団回収 (自治会・子ども 会)の促進事業。 (古新聞・ダンボー ル・雑誌・アルミ缶 の4品目)	<無回答>	<無回答>	新聞(チラシを含 む)・雑誌・ダン ボールなど、紙ご みの拠点回収を各 環境センター・各 施設で、休日を除 く毎日実施してい る。2010年度の実 績 1,950 t	年2回(夏前・冬 前)に古着・古紙 を資源回収しており、 各1週間程度、 スーパー・JA等 にボックスを設置 し、市が回収を行 う。
問題・疑 問点	<無回答>	<無回答>	問題点ではないが、当時 ペットボトルの市拠点回収 として始めたが、店舗・所 属グループの考え方が市に 頼らない自主回収(独自 ルート)に移行してきてい ること及び市定期回収が充 実している為、市の行政回 収拠点での位置づけではな くなくなった。現在、市では牛 乳パック回収拠点とペット ボトル市回収日以外の排出 場所としてスーパー等の紹 介はしている。	導入時は、補助金 (県)があったが、機 械の改修費や更新費が そのまま単費(全額市 の負担)となる。	<無回答>	本期間以外での回 収への対応。現在 は可燃ごみとして 処理。

表 3-21 刈谷市のデータ

平成23年度資源物回収量		
スーパーマーケット等	21店舗	299,969 kg
新聞販売店	11店舗	1,378,160 kg
合計	32店舗	1,678,129 kg
上記の資源物回収量を 刈谷市の数値目標に反映させた場合		
	23年度実績	23年度実績に上記回収 量を算入した場合
総ごみ排出量	51,574 t	53,252 t
リサイクル量	11,197t	12,876 t
リサイクル率	20.10%	22.50%

表 3-20 より、その他の取組として具体的に消費者が回収機の利用するごとにエコポイントを与えたり、空き缶のデポジット制度を実施していることがわかった。また、学校などの施設などスーパー等以外での回収などを実施している市があることがわかった。

また、刈谷市は広報誌や市 HP での広報 PR を実施し、市内のスーパー等や新聞販売店に

調査票を送付し、回収品目や回収量について把握を行っている。表 3-21 より、店頭回収量を把握し、刈谷市の資源物回収量に含めことで、リサイクル率が 2.4%上昇していることがわかった。

3-6-5 行政関与の店頭回収の取組実施後の変化

3-6-5-1 回収費用の内訳と増減について

取組導入前後の回収費用の変化を表 3-22、回収費用の金額と内訳を表 3-23 に示す。

表 3-22 取組導入前後の回収費用の変化 (n=62)

導入後の変化	市数	割合
増加	31	50%
変化なし	29	47%
その他	2	3%

表 3-23 回収費用の金額と内訳 (n=18)

市名	金額	備考
名古屋市	1億2678万	(財) 名古屋市リサイクル推進公社委託料：1億2,519万円， 物品購入費用：159万円
福岡市	約7000万	増車及び人件費の増
長岡市	約6000万	収集経費
A市	2250.6万	H14年度拠点回収費用
I市	2200万	
高知市	1900万	人件費22,000千円・燃料費，車両修理費3,500千円・車両購入費21,700千円
佐賀市	876万	委託料
相生市	670万	
あきる野市	561万	
J市	467万	管理者費用，袋配布費用，資源物回収費用
K市	約350	
東海市	329万	臨時職員賃金2,600千円，自動車燃料費146千円，回収資材費544千円。現在は臨時職員ではなく回収は委託。
L市	約250万	回収ボックス，保管・搬送容器等の経費等
D市	200万	
赤磐市	130万	週2回の処理費用
中野市	80万	
笛吹市	48万	
高崎市	約40万	
平均	約2001.644万	18市
最大	1億2678万	名古屋市
最小	約40万	高崎市

表 3-22、表 3-23 より、取組導入後の費用の変化は「増加」が 50%と「変化なし」が 47%であり、回収費用が増加した市数と変化のない市数にあまり差は見られなかった。「その他」

の回答の中には、「減少」、「個別算出していない」との回答であった。平均回収費用は約約2000万円、最大は名古屋市の1億2678万円、最小は高崎市の約40万円であった。

ただし、この結果の解釈において、備考にあるように市によって、費用の内訳が異なることに留意する必要がある。

3-6-5-2 収集車両の変化について

取組導入前後の収集車両の変化を表3-24、各市の収集車両台数を表3-25に示す。

表3-24 取組導入前後の収集車両の変化（n=70）

導入後の変化	市数	割合
変化なし	43	61%
増加	20	29%
その他	3	4%
不明	4	6%

表3-25 各市の収集車両台数（n=12）

市名	台数	備考
長岡市	14	
名古屋市	9	
J市	4	
境港市	3	
M市	3	
福岡市	3	
岩国市	2	
N市	1	
東海市	1	
亀岡市	1	
箕面市	1	
佐賀市	1	
平均	3.58	12市
最大	14	長岡市
最小	1	N市, 東海市, 亀岡市, 箕面市, 佐賀市

表3-24、表3-25より、取組導入前後の収集車両の変化は「変化なし」が61%と1番多く、回収費用とは違い、「増加」は30%と差があることがわかる。「その他」の回答には「業者委託である」との回答であった。平均収集台数は3.58台、最大は長岡市の14台、最小はN市、東海市、亀岡市、箕面市、佐賀市の1台であった。

3-6-5-3 処理費用の内訳と増減について

取組導入前後の処理費用の変化を表3-26、処理費用の金額と内訳を表3-27に示す。

表 3-26 取組導入前後の処理費用の変化 (n=68)

導入後の変化	市数	割合
変化なし	26	44%
増加	24	41%
その他	3	5%
不明	6	10%

表 3-27 処理費用の金額と内訳 (n=18)

市名	金額	備考
鈴鹿市	約6049万	
長岡市	約5000万	焼却経費, 不燃処理経費, 最終処分場経費, 埋立経費
名古屋市	約2596万	(財)名古屋市リサイクル推進公社委託料: 2,248万円, 電気料: 150万円, 各種委託料(指定法人委託料等): 198万円
佐賀市	約639万	委託料, 消耗品費
J市	約365万	
K市	約350万	
浜松市	約256万	委託費
L市	約176万	乾電池・蛍光灯管等の再資源化処理委託経費
伊東市	約130万	ペットボトル資源化処理業務委託費
東海市	約130万	中間処理費 1,300千円
東大阪市	約125万	蛍光管・乾電池処理費用として
赤磐市	約100万	週2回の処理費用
笛吹市	約18万	カレット保管 1 kg×8円・ペットボトルプレス 1 kg×10円
平均	約1225.7万	18市
最大	約6049万	鈴鹿市
最小	約18万	笛吹市

表 3-26, 表 3-27 より, 取組導入前後の費用の変化は「変化なし」が 44%と「増加」が 41%であり, 変化のない市数と処理費用が増加した市数とにあまり差は見られなかった。

「その他」の回答には, 「減少」が 2 市, 「事業者へ委託」が 1 市であった。平均処理費用は約 1200 万円, 最大は鈴鹿市の約 6049 万円, 最小は笛吹市の約 18 万円であった。

ただし, この結果の解釈において, 備考にあるように市によって, 費用の内訳が異なることに留意する必要がある。

3-6-5-4 取組導入前後の市民の反応について

取組導入前後の市民の反応を表 3-28 に示す。

表 3-28 取組導入前後の市民の反応 (n=51)

市民の反応	市数	割合
意識向上・浸透・理解	22	43%
利便性の向上	21	41%
回収量の増加・ごみの減量につながる	6	12%
不便	6	12%
問い合わせが多い	3	6%
周知不足	2	4%
店舗の負担	1	2%
とくになし	1	2%

表 3-28 より、行政関与のスーパー等での店頭回収に関する取組を導入したことによって、「意識向上・浸透・理解」のように市民への環境への取組に対する意識が向上したと考えられる。また、「利便性の向上」が 2 番目に多いことも含め、取組への市民の参加につながったと考えられる。

3-6-5-5 取組の問題点や改善点

取組に関しての問題点や改善点を表 3-29 に示す。

表 3-29 取組の問題点や改善点 (n=56)

問題点や改善点	市数	割合
市民の排出マナー	17	30%
回収・管理方法	12	21%
費用対策	6	11%
利便性の向上	6	11%
周知・意識向上	5	9%
制度存続・効果維持への検討	5	9%
協力店舗の負担	5	9%
効果の把握	4	7%
協力店舗の減少	4	7%
回収量	2	4%
その他	2	4%
とくになし	1	2%

表 3-29 より、「市民の排出マナー」や「回収・管理方法」が多く、対象品目以外のごみや資源ごみとして処理することができない汚いごみが排出されることがあり、管理をしている事業者の負担になることと行政担当者が考えていることがわかった。

3-6-5-6 取組の効果やメリット

取組の効果やメリットを表 3-30 に示す。

表 3-30 取組の効果やメリット (n=61)

効果やメリット	市数	割合
ごみの減量・資源化	26	43%
意識の啓発	18	30%
利便性の向上 (市民)	9	15%
市民への浸透	7	11%
回収量の確保	5	8%
市の収益・費用効果	4	7%
排出マナーの向上	2	3%
メリットがない, 課題がある	2	3%
利便性の向上 (行政)	1	2%
回収場所の確保	1	2%
来店者・売上の増加	1	2%
その他	6	10%
把握できていない	1	2%

表 3-30 より、「ごみの減量・資源化」が 1 番多く、今まで燃えるごみとして市民に排出されていた資源ごみが取組導入によって資源ごみとして収集されるようになったと考えられる。また、取組によって「意識の啓発」や「利便性の向上 (市民)」につながったことが市民の参加につながったと考える。効果的に排出機会を市民に提供することで、市民の参加、回収量の増加、費用効果を見込むことができることがわかった。

3-6-6 未実施市の考え

3-6-6-1 今後の取組の実施予定

未実施市の今後の取組の実施予定を表 3-31 に示す。

表 3-31 今後の取組の実施予定 (n=309)

今後の取組の実施予定	市数	割合
実施予定なし	282	91%
検討中	22	7%
実施予定であったが中止・延期している	1	0%
無回答	4	1%

表 3-31 より、「実施予定なし」との回答が 282 市、「検討中」との回答が 22 市、「実施予定であったが中止・延期している」との回答が 1 市、「無回答」との市が 4 市であった。検討中の市に対しては検討内容について詳しく聞いた。

3-6-6-2 検討中の具体的な取組内容

検討中の内容を表 3-32, 表 3-33 に示す。

表 3-32 現在の検討内容 (n=20)

現在の検討内容	市数	割合
具体的に検討中	12	60%
未定	4	20%
その他	4	20%

表 3-33 検討中の取組内容 (n=20)

市名	検討内容
深川市	削減・資源化のため小型廃家電の回収取組。
帯広市	過去に店頭回収実施状況を調査しているが取組は行っていないので、今後了解を得ながらHPでの周知・啓発に向け検討。
名寄市	店頭回収実施前の市民周知及び協力店舗との連携。
芦別市	家庭ごみと事業系ごみで処理が違うから。
平川市	定期的な行政回収のほか、毎日で出せる回収拠点を市内3ヶ所設置。スーパー等では独自に取組んでおり、事業者によるリサイクル協議会という団体（古紙回収ネットワーク）もあり、現段階で具体的に検討しているわけではないが、減量化・リサイクルを進めていく上で有効であると考え、今後検討していく予定。
ふじみ野市	具体的には決まっていない。
さいたま市	廃小型家電機器の再資源化の促進に関する法律に基づき、家電量販店等に回収ボックスを配置し、回収していただきたいと考えており、現在、具体的な回収品目や大きさなどを検討中。
入間市	導入自治体の取組を調査中。
蓮田市	エコショップを認定することで資源回収の拠点を確保し、情報伝達の場として活用が図れるなど、地域の特性を活かした制度を検討中。
O市	他市の事例を参考に検討予定。
南魚沼市	現在、「ごみ減量化・資源化協力店登録制度実施要綱」を設置しているが、制度的に登録を受けた店舗のメリットが明確でないこと、行政との関連性が薄いことなど、制度として余り機能されていない現状であり、廃止または実施内容の変更も含め検討している段階である。
小浜市	小型家電リサイクル対象物を改修する為の箱設置等を検討中。（分別区分を増やすのではなく、啓発的な意味。）箱の維持管理や投入された物の回収等、箱の維持管理方法、リサイクルセンターでのピックアップ回収との選択。
塩尻市	具体的内容は未定。
牧之原市	廃食用油の回収方法等をリサイクルを検討するためにH24から試験中。最終的には処理事業者・スーパー等・一般市民などによる自主的なルートを確認させたい。
P市	スーパー等が独自に行っている資源ごみ回収を行政で認定して、PRとリサイクルの活性化を図る。
橋本市	H26年度を目標に、拠点回収や環境に配慮した取り組みを行う店舗をエコショップとして認定を行う予定だが、具体的には決まっていない。
Q市	店頭拠点回収を実施している店舗について、回収資源の種類・量等の把握に努めるとともに、市民への紹介等推進施策を検討している。店頭回収を実施しているものの、量等を把握していない店舗もあり、把握してもらうための助言が必要である。
下松市	店頭回収を行っている店舗の情報を収集し、マップ等にまとめて市民への広報を検討している。店舗ごとに回収方法が違うため、市民にわかりやすく注意点を伝えていかなければならないと考えている。
うきは市	容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため、協力して啓発を行う。
志布志市	スーパー独自の取組であるから。

表 3-32, 3-33 より、具体的な取組内容を検討している市が 12 市あり、未定の市が 4 市、その他の市が 4 市であった。

具体的な検討内容として、市民への啓発や周知を考えている市が 5 市、使用済小型家電の回収など具体的な回収品目を考えている市が 5 市、エコショップ認定制度を検討している市が 2 市であった。

3-6-6-3 取組の中止・延期の経緯

取組を実施予定であったが中止・延期している市は1市であり、取組中止までの経緯は、「H18.3に改正された一般廃棄物処理基本計画において、エコショップ認定制度の実施を掲げていたが、H23.3の計画改定時に取組項目から削除」であった。

3-6-6-4 実施予定なし

実施予定がない市の理由を表3-34に示す。

表 3-34 実施しない理由 (n=215)

実施しない理由	市数	割合
現在の回収方法に問題がない	116	54%
独自で取組んでいる	63	29%
他の取組, 対応を実施	20	9%
その他	19	9%
必要がない	17	8%
場所やマナーに問題あり	14	7%
今後検討・課題	12	6%
費用がかかる	9	4%
集団回収が行われている	8	4%
要望がない	7	3%
企業の負担などへの対応	3	1%
時間・手間がかかる	3	1%
店舗の協力が得られない	2	1%
メリットがない	1	0%
予定なし	1	0%

表3-34より、実施しない理由として、「現在の回収方法に問題がない」と考えているとの回答が1番多く、現在の回収方法が機能しており、店頭回収を行政の回収拠点として位置づける必要がないということがわかった。また、スーパー等が独自に取組を実施しており、問題がないことや資源回収に関するその他の取組やスーパー等への援助を実施していることも理由にあげられた。市民のマナーや回収の費用面に問題・課題があることも、実施には至らない理由と考える。

「現在の回収方法に問題がない」、「独自で取組んでいる」、「他の取組, 対応を実施」、「必要がない」と考えている市は215市の中163市であることがわかった。

3-6-7 取組全体の評価と課題

取組全体の評価と課題のうち、今までの回答と重複していない回答を抜粋し、まとめた。取組全体の評価を表3-35、取組全体の課題を表3-36、その他の意見（評価と課題に含まれないもの）を表3-37に示す。

表 3-35 取組全体の評価

全体の評価
より徹底した廃棄物回収のシステムが構築されることを期待.
回収頻度など収集効率の向上.
不法投棄対策については有効.
地域のコミュニケーションの一環としても有効.
容器包装関係の法令に規定の無い資源（不用となった衣類、使用済み天ぷら油等）についても、店頭回収は有効な方法であると認識している.
スーパー等は、店頭回収利用時の商品購入の増に期待.
事前にアンケートをおこなっているため、取組が活発な事業所の把握が行える.

表 3-35 より、「より徹底した廃棄物回収のシステムが構築されることを期待」、「回収頻度など収集効率の向上」など、全体としてプラスの評価ばかりであった。

表 3-36 取組全体の課題

全体の課題
地域の特性を活かした体系の統一が必要.
自治会に入っていないと直接中間処理場に搬入.
事業所にはISO140011を求めているが、三重県独自の環境マネジメントシステムであるM-EMS（ミーム）でも対象とするべきではないかと考えている.
拠点場所が近くにない家庭は可燃ごみとして排出することが多い.
事業に伴う廃棄物と家庭から出る廃棄物が混ざり、見分けがつかなくなるため、事業者の廃棄者責任を徹底できない。また、区域外（市外）の方が出されることも課題となる。不適切な処理の資源物（汚れたものなどの違反ごみ）の責任所在が不明確な点も課題となる.
チェーン店舗などはなかなか協力いただけず、若干不満の声も。エコショップ制度やレジ袋の無料配布とりやめ等、環境にやさしい取組を進めている店舗がきちんと消費者からも支持されるような取組と、消費者への理解促進の策を講じなければならない.
小型電子機器等リサイクル精度に施行に伴う行政回収に向けた方策が課題.
売却相場の変動や流通コスト等の問題で売却益が出なくなった時に事業を継続するかしないかは企業の理念によるところが多く、安定的継続的な地域の回収拠点とはなりにくい.
新規開拓のための有効な方法を検討
回収にインセンティブを与えるような仕掛けが必要.
店舗と連携した取組の実施が必要.
行政がどこまでコストをかけて回収するかが課題.
分別方法や搬出先業者の違いなど、統一したルールづくりが困難.
協力していただく事業者と排出者である市民のさらなる理解が必要.
可燃ごみの含まれている資源物を如何にリサイクルに回すかが課題.
店舗・店員の協力も必要になってくる.
可燃ごみでプラスチックトレイが捨てられていることが多いため、スーパーマーケットなどでのプラスチックトレイの回収率を高めることが課題.
他自治体ではオールシーズン・全域で回収している話もあり、導入可能か検討したい.
店頭回収に限らず、排出ルールが統一されていないことが多く、市民を混乱させることが多い.
行政として、どこまで関与するのがよいのか。双方の、あるいは、市民を入れた3者のマッチングが必要ではないか.
直接的な関与だけではなく、エコショップ認定制度などを利用した間接的な支援やチェーンストア協会などとの連携も重要となるのではないか.
財政的支援を含めどのように関わっていくかなど具体性がない.
利用者側の協力が不可欠.
住民の皆様から出される資源ごみの量は膨大で、資源ごみを回収する方法は店頭回収などを含め、複合的に考えていかなければいけない問題であり、また課題も山積である.

表 3-36 より、店舗、店員の協力を得ることが難しいことや、市民、事業者にわかりやすい統一されたルール作り、また、行政、事業者、市民の三者の理解と連携が必要との課題があげられている。

表 3-37 その他の意見

その他の意見
「ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度」の認定要件項目の一つ。
企業の自主的なもの。
H18.3.20に旧燕市、旧吉田町、旧分水町と合併し、資源ごみ回収開始のデータが残っていない為、取組開始年度は18年度の合併からとなる。拠点回収とステーション回収の回収量は合算。
他市町村で参考となる事例があったら取り組んでいきたい。
エコショップ制度は、大阪府リサイクル社会推進会議の会員なので、大阪府リサイクル社会推進会議の制度に準拠して進めている。府下共通の制度なので、市の独自性はない。今後、小型家電、蛍光灯、電池などの店頭回収も検討。
大阪府リサイクル社会推進協議会のエコショップ制度に対し市内の店舗に参加協力をお願いし、リサイクルやごみの減量化に取り組んでいる。また、10月に行われる『環境にやさしい買い物キャンペーン及びNO!!レジ袋デー』の実施期間に合わせ参加協力店の拡充に努めている。
当事業を含め、再資源化については今後も三者が一体となって取り組んでいくべき。
現在、ステーション回収方式で廃棄物の収集を行っている。ペットボトル等について、店頭回収を行っているスーパーも出始めたので、拠点回収についての検討をそろそろすべきとは感じている。

表 3-37 より、エコショップ認定制度の取組主体が市単位ではなく、県単位で行われているものに参加している市があることがわかった。全体として、取組に対して積極的な意見が多くみられた。

3-6-8 地域特性との関係

3-6-8-1 取組と都市規模との関係

表 3-38 のように、大都市、中都市①、中都市②、小都市の4つの都市規模¹⁾に分類した。

取組と実施市の都市規模との関係を表 3-39 (その一)～表 3-39 (その四)に示す。表 3-39 を集約し、都市規模ごとの取組の割合を表 3-40 に示す。

表 3-38 都市規模の分類

分類	要件	総務省の各種統計上の区分
大都市	政令指令都市、東京都区部	特別区、大都市
中都市①	人口30万人以上の都市	中核市
中都市②	人口30万人未満10万人以上の都市	特例市、中都市
小都市	人口10万人未満の都市	小都市

表 3-39 実施市の都市規模と取組（その一）

市名	人口	分類	実施市の割合		
			拠点回収	エコショップ	その他
大阪市	2,665,314	大都市	○		
名古屋市	2,263,894	大都市	○		
京都市	1,474,015	大都市	○		
福岡市	1,463,743	大都市	○		
川崎市	1,425,512	大都市		○	
仙台市	1,045,986	大都市	○	○	
千葉市	961,749	大都市			○
堺市	841,966	大都市	○	○	
新潟市	811,901	大都市	○		
浜松市	800,866	大都市	○		
船橋市	609,040	中都市①	○		
東大阪市	509,533	中都市①	○	○	
松戸市	484,457	中都市①	○	○	
大分市	474,094	中都市①		○	
福山市	461,357	中都市①		○	○
横須賀市	418,325	中都市①	○		
宮崎市	400,583	中都市①	○		
豊中市	389,341	中都市①	○		
豊橋市	376,665	中都市①	○	○	
高崎市	371,302	中都市①	○		
高槻市	357,359	中都市①	○	○	
高知市	343,393	中都市①	○		
春日井市	305,569	中都市①	○		
福島市	292,590	中都市②	○		
長岡市	282,674	中都市②		○	
下関市	280,947	中都市②		○	
函館市	279,127	中都市②		○	
茨木市	274,822	中都市②		○	
水戸市	268,750	中都市②	○	○	
加古川市	266,937	中都市②		○	
福井市	266,796	中都市②			○
富士市	254,027	中都市②	○	○	
寝屋川市	238,204	中都市②		○	
佐賀市	237,506	中都市②	○		
太田市	216,465	中都市②	○		
沼津市	202,304	中都市②		○	
鈴鹿市	199,293	中都市②		○	
岸和田市	199,234	中都市②	○	○	
松江市	194,258	中都市②	○		
日立市	193,129	中都市②	○	○	
東広島市	190,135	中都市②	○		
八千代市	189,781	中都市②	○	○	
小平市	187,035	中都市②	○		
三鷹市	186,083	中都市②		○	

表 3-39 実施市の都市規模と取組（その二）

市名	人口	分類	実施市の割合		
			拠点回収	エコショップ	その他
和泉市	184,988	中都市②	○	○	
鎌倉市	174,314	中都市②		○	
苫小牧市	173,320	中都市②	○	○	
石巻市	160,826	中都市②		○	
上田市	159,597	中都市②	○	○	
ひたちなか市	157,060	中都市②		○	
狭山市	155,727	中都市②	○	○	
足利市	154,530	中都市②		○	
久喜市	154,310	中都市②			○
小牧市	147,132	中都市②		○	
守口市	146,697	中都市②		○	
刈谷市	145,781	中都市②	○		○
岩国市	143,857	中都市②	○		
古河市	142,995	中都市②		○	
桑名市	140,290	中都市②	○		
青梅市	139,339	中都市②	○		
武蔵野市	138,734	中都市②	○		
鶴岡市	136,623	中都市②	○		
稲沢市	136,442	中都市②		○	
八代市	132,266	中都市②	○	○	
富士宮市	132,001	中都市②	○		
小樽市	131,928	中都市②		○	
門真市	130,282	中都市②		○	
箕面市	129,895	中都市②	○		
大東市	127,534	中都市②	○	○	
唐津市	126,926	中都市②	○		
会津若松市	126,220	中都市②		○	○
別府市	125,385	中都市②		○	
松原市	124,594	中都市②		○	
江別市	123,722	中都市②	○		
大牟田市	123,638	中都市②		○	
新居浜市	121,735	中都市②		○	
掛川市	116,363	中都市②	○		
三田市	114,216	中都市②		○	
昭島市	112,297	中都市②	○		
彦根市	112,156	中都市②	○		
西条市	112,091	中都市②		○	
鎌ヶ谷市	107,853	中都市②	○		
東海市	107,690	中都市②	○		
西尾市	106,823	中都市②	○		
津山市	106,788	中都市②	○		
坂戸市	101,700	中都市②		○	
花巻市	101,438	中都市②		○	
島田市	100,276	中都市②	○	○	

表 3-39 実施市の都市規模と取組（その三）

市名	人口	分類	実施市の割合		
			拠点回収	エコショップ	その他
横手市	98,367	小都市	○		
宗像市	95,501	小都市	○		
高砂市	93,901	小都市	○		
亀岡市	92,399	小都市	○		
坂井市	91,900	小都市	○		
柏崎市	91,451	小都市	○		
大村市	90,517	小都市	○		
御殿場市	89,030	小都市	○	○	
印西市	88,176	小都市			○
登米市	83,969	小都市	○		
摂津市	83,720	小都市		○	○
渋川市	83,330	小都市	○		
燕市	81,876	小都市	○		
牛久市	81,684	小都市		○	
あきる野市	80,868	小都市	○		
龍ヶ崎市	80,334	小都市	○	○	
名張市	80,284	小都市	○		
笠間市	79,409	小都市		○	
田辺市	79,119	小都市	○	○	
大館市	78,946	小都市	○		
狛江市	78,751	小都市	○		
交野市	77,686	小都市	○	○	
香芝市	75,227	小都市	○		
柏原市	74,773	小都市	○	○	○
伊東市	71,437	小都市	○		
笛吹市	70,529	小都市	○		
武蔵村山市	70,053	小都市	○		
藤井寺市	66,165	小都市		○	
紀の川市	65,840	小都市	○		
常総市	65,320	小都市		○	
守谷市	62,482	小都市		○	
浜田市	61,713	小都市			○
小都市	58,499	小都市	○	○	
大阪狭山市	58,227	小都市		○	
七尾市	57,900	小都市	○		
日高市	57,473	小都市	○		
羽村市	57,032	小都市	○		
福津市	55,431	小都市		○	
裾野市	54,546	小都市	○		
那珂市	54,240	小都市		○	
岡谷市	52,841	小都市	○		
結城市	52,494	小都市		○	

表 3-39 実施市の都市規模と取組（その四）

市名	人口	分類	実施市の割合		
			拠点回収	エコショップ	その他
瑞穂市	51,950	小都市			○
氷見市	51,726	小都市	○		
銚田市	50,156	小都市		○	
糸魚川市	47,702	小都市	○		
洲本市	47,254	小都市		○	
稲敷市	46,895	小都市	○	○	
桜川市	45,673	小都市		○	
中野市	45,638	小都市	○		
下妻市	44,987	小都市	○	○	
魚津市	44,959	小都市	○		
さくら市	44,768	小都市	○	○	
つくばみらい市	44,461	小都市		○	
中間市	44,210	小都市	○	○	
赤磐市	43,458	小都市	○		
府中市	42,563	小都市	○		
網走市	40,998	小都市		○	
行方市	37,611	小都市		○	
つがる市	37,243	小都市		○	
鴨川市	35,766	小都市		○	
境港市	35,259	小都市	○		
平戸市	34,905	小都市	○		
相生市	31,158	小都市	○		○
相生市	31,158	小都市		○	
伊佐市	29,304	小都市	○		
豊前市	27,031	小都市	○		
水俣市	26,978	小都市		○	
合計			99	79	12

表 3-40 都市規模ごとの取組の割合（n=156）

分類	全体	実施市	割合	拠点回収	割合	エコショップ	割合
大都市	20	10	50%	8	40%	3	15%
中都市①	41	13	32%	11	27%	6	15%
中都市②	196	65	33%	35	18%	40	20%
小都市	519	68	13%	45	9%	30	6%

表 3-39, 表 3-40 より, 拠点回収, エコショップ認定制度のどちらかの取組を実施している市数は大都市, 中都市, 小都市の順に取り組んでいる市の割合が大きかった。拠点回収を実施している市の割合も同様に都市規模の大きさが大きいほど実施の割合も大きい。しかし, エコショップ認定制度の取組の実施を都市規模ごとに比較すると, 大都市, 中都市に比べ, 小都市は実施の割合が小さいことがわかった。

3-6-8-2 県単位における実施市数の割合

県単位における実施市数の割合を表 3-41、地域ごとにおける実施市数の割合を表 3-42 に示す。

表 3-41 県単位における実施市数の割合 (n=156)

県名	市数	実施市数				実施市の割合		
		拠点回収	エコショップ	その他	合計	拠点回収	エコショップ	合計
北海道	35	2	4	0	5	6%	11%	14%
青森県	10	0	1	0	1	0%	10%	10%
岩手県	13	1	2	0	2	8%	15%	15%
秋田県	13	2	0	0	2	15%	0%	15%
宮城県	13	1	1	0	2	8%	8%	15%
山形県	13	1	0	0	1	8%	0%	8%
福島県	13	1	1	1	2	8%	8%	15%
茨城県	32	5	17	0	17	16%	53%	53%
栃木県	14	1	2	0	2	7%	14%	14%
群馬県	12	3	0	0	3	25%	0%	25%
埼玉県	39	2	2	1	4	5%	5%	10%
千葉県	36	4	3	2	7	11%	8%	19%
東京都	26	9	1	0	10	35%	4%	38%
神奈川県	19	1	2	0	3	5%	11%	16%
新潟県	20	4	1	0	5	20%	5%	25%
富山県	10	2	0	0	2	20%	0%	20%
石川県	11	1	0	0	1	9%	0%	9%
福井県	9	1	0	1	2	11%	0%	22%
山梨県	13	1	0	0	1	8%	0%	8%
長野県	19	3	1	0	3	16%	5%	16%
静岡県	23	8	4	0	9	35%	17%	39%
岐阜県	21	0	0	1	1	0%	0%	5%
愛知県	37	6	3	1	8	16%	8%	22%
三重県	14	2	1	0	3	14%	7%	21%
滋賀県	13	1	0	0	1	8%	0%	8%
京都府	15	2	0	0	2	13%	0%	13%
大阪府	33	11	16	2	19	33%	48%	58%
兵庫県	29	2	4	1	6	7%	14%	21%
奈良県	12	1	0	0	1	8%	0%	8%
和歌山県	9	2	1	0	2	22%	11%	22%
鳥取県	4	1	0	0	1	25%	0%	25%
島根県	8	1	0	1	2	13%	0%	25%
岡山県	15	2	0	0	2	13%	0%	13%
広島県	14	1	1	1	2	7%	7%	14%
山口県	13	1	1	0	2	8%	8%	15%
高知県	11	1	0	0	1	9%	0%	9%
愛媛県	11	0	2	0	2	0%	18%	18%
徳島県	8	0	0	0	0	0%	0%	0%
香川県	8	0	0	0	0	0%	0%	0%
福岡県	28	5	4	0	7	18%	14%	25%
佐賀県	10	2	0	0	2	20%	0%	20%
長崎県	13	2	0	0	2	15%	0%	15%
熊本県	14	1	2	0	2	7%	14%	14%
大分県	14	0	2	0	2	0%	14%	14%
宮崎県	9	1	0	0	1	11%	0%	11%
鹿児島県	19	1	0	0	1	5%	0%	5%
沖縄県	11	0	0	0	0	0%	0%	0%
合計	786	99	79	12	156	13%	10%	20%

表 3-42 地域ごとにおける実施市数の割合 (n=156)

地域	市数	実施市数			実施市の割合		
		拠点回収	エコショップ	合計	拠点回収	エコショップ	合計
東北	110	8	9	15	7%	8%	14%
関東	178	25	27	46	14%	15%	26%
中部	163	26	9	32	16%	6%	20%
近畿	125	21	22	34	17%	18%	27%
中国	54	6	2	9	11%	4%	17%
四国	38	1	2	3	3%	5%	8%
九州	118	12	8	17	10%	7%	14%

表 3-40、表 3-41 より、茨城県と大阪府は実施している市数の割合が大きく、県単位でエコショップ認定制度を実施していることがわかった。拠点回収を実施している県単位における実施市の割合の平均は 13%であったが、県単位ごとの割合をみると、0%から 35%とばらつきがあった。同様にエコショップ認定制度の実施市の割合の平均は 10%であったが県単位ごとの割合は 0%から 53%とばらつきがあり、また、どちらかの取組を実施している市の割合の平均は 24%であったが県単位ごとの割合は 0%から 88%と大きくばらつきがあることがわかった。

3-7 まとめ

アンケート調査により、市単位による行政関与のスーパー等での店頭回収の取組の実施実態を把握した。以下に、本章の目的である市単位による行政関与のスーパー等での店頭回収の実施実態についてまとめる。

(1) 未実施市への電話調査

- 1) 50 市のうち 38 市が取組を実施したことがなく、そのうち今後の実施予定がない市は 36 市であった。また、今後、実施予定であるが 1 市、検討中が 1 市で実施予定であった。
- 2) 回収方法など具体的な取組内容と実施方法を知りたいとの意見が多くあり、また費用面や防犯面など行政の負担となる項目についても需要があった。
- 3) 「実施しない」との回答が 42%と一番多く、「話があれば実施したい」また、「実施したい」との取組に対して前向きな回答があわせて 33%であった。

(2) 拠点回収の取組について

- 1) 実施理由として「ごみの減量化・資源化・リサイクルのため」と考えていることがわかった。
- 2) 「品目以外の投棄・マナー」が 36%、「保管場所の確保・維持」が 28%、「店舗の負担」が 22%であり、行政担当者が問題点として認識されているものの半数以上が店舗にとっての問題が大きいことがわかった。

- 3) 辞退理由として、「ステーション回収への移行・拡大」が42%、「企業の自主性に任せる」が33%とスーパー等での拠点回収を終了し、行政とスーパー等が別々に回収を行うためとする市が6割であった。
- 4) 回収されている資源ごみは「ペットボトル」が1番多く、「紙パック」、「トレイ」と続き、資源物として認知度の高く、また比較的軽く場所のとらないものが多く回収されている。
- 5) スーパーでは1707店舗で拠点回収が行われているおり、その他の中には市施設やコンビニエンスストアとの回答があった。

(3) エコショップ認定制度の取組について

- 1) 拠点回収の実施理由と同じく、「ごみの減量化・資源化・リサイクルのため」が81%と最も多く、またエコショップ認定制度では「市民・事業者・行政が協力するため」との回答が2番目に多くあった。エコショップ認定制度が三者にとって協力して回収に取組みやすいものだと考える。
- 2) 行政が認識している問題点として、「事業者の参加が進まない」、「制度の認知度が低い」が1番多く、事業者にとって魅力的な仕組みが少ないということがわかった。
- 3) 辞退は1市で、「店舗にメリットがなく、広がらないため」と継続につながるような事業者にとってのメリットが少ないことがわかる。
- 4) 募集方法は主に「市のHPや広報誌」を活用したもので、店舗からの自主的な申請を受ける市が多く、認定基準はさまざまであるが、実施を必要とする取組項目数を1つ以上とする市が多くみられた。また、認定者は市長が9割であり、市が主体となって認定をしていた。
- 5) エコショップ認定制度の継続年度と認定事業者数と参加店舗数の増減には、あまり関係がないことがわかる。しかし、認定に必要な項目数が2つ以上の市は、1市を除く、21市で認定事業者数と参加店舗数が減少していない。認定事業者数と参加店舗数が減少している9市のうち、認定基準の実施項目数を把握している市の特徴として、市の認定に必要な項目数は1つ以上であることがわかった。
- 6) 効果として「ごみの減量化」が29%、「市民の意識向上」が23%と環境への取組の向上が結果として表れていることがわかる。
- 7) 「登録店舗数の伸び悩み」が課題として1番多く、これはエコショップ認定制度の効果やメリットが明確でないことが要因になっていると考えられる。

(4) その他の取組について

その他と取組として具体的には、デポジット制度やエコポイント制を導入し、市民の参加を呼びかけるものや、スーパー等ではなく、学校など市施設での回収を行うなどがあった。

(5) 取組実施後の変化

- 1) 回収費用は「増加」が46%、「変化なし」が43%と差はあまり見られなかった。平均回収費用は約2000万円、最大は名古屋市の1億2678万円、最小は高崎市の約40万円であった。ただし、この結果の解釈において、備考にあるように市によって、費用の内訳が異なることに留意する必要がある。
- 2) 収集車両は「変化なし」が61%と1番多く、回収費用とは違い、「増加」は30%と差があることがわかる。平均収集台数は3.58台、最大は長岡市の14台、最小はN市、東海市、亀岡市、箕面市、佐賀市の1台であった。
- 3) 処理費用は「変化なし」が44%と「増加」が41%と差はあまり見られなかった。平均処理費用は約1200万円、最大は鈴鹿市の約6049万円、最小は笛吹市の約18万円であった。ただし、この結果の解釈において、備考にあるように市によって、費用の内訳が異なることに留意する必要がある。
- 4) 取組導入によって「意識向上・浸透・理解」や「利便性の向上」のように市民の環境への取組の参加につながったと考えられる。
- 5) 問題として、「市民の排出マナー」や「回収・管理方法」との回答が多く、リサイクルできない汚れたものや対象品目以外が排出されることがあり、管理を行う事業者の負担となると考える市が多い。
- 6) 「ごみの減量・資源化」が43%と効果として1番多くあげられた。今まで燃えるごみとして排出していた資源ごみが取組導入によって資源ごみとして収集されるようになったと考えられる。 また、市民の参加にもつながっている。

(6) 未実施市の考え

- 1) 「実施予定なし」が281市、「検討中」が22市、「実施予定であったが中止・延期している」が1市、「無回答」が4市であった。
- 2) 具体的な取組内容を検討している市が12市、未定の市が4市、その他の市が4市であった。具体的な検討内容として、市民への啓発や周知を考えている市が5市、使用済小型家電の回収など具体的な回収品目を考えている市が5市、エコショップ認定制度を検討している市が2市であった。
- 3) 取組を実施予定であったが中止・延期している市は1市であり、一般廃棄物処理基本計画でエコショップ認定制度の実施を掲げていたが、計画改定時に取組項目から削除された。
- 4) 「現在の回収方法に問題がない」と考え、現在の回収方法が十分に機能しており、店頭回収を行政の回収拠点として位置づける必要がないと考えていることがわかった。 また、スーパー等が独自に取組を実施しており、問題がないことや資源回収に関するその他の取組や援助を実施していることも理由にあげられた。市民のマナーや費用面に問題・課題があることも、実施に至らない理由と考える。

(7) 全体の評価や課題

具体的な評価として、「より徹底した廃棄物回収のシステムが構築されることを期待」，「回収頻度など収集効率の向上」など，全体としてプラスの評価ばかりであった。課題としては店舗，店員の協力を得ることが難しいことや，市民，事業者にわかりやすい統一されたルール作りが必要である，また，行政，事業者，市民の三者の理解と連携が必要と具体的にあげられている。その他の意見として，エコショップ認定制度の取組主体が市単位ではなく，県単位で行われているものに参加している市があることがわかった。全体として，取組に対して積極的な意見が多くみられた。

(8) 地域特性との関係

- 1) 拠点回収，エコショップ認定制度のどちらかの取組を実施している市の割合，または拠点回収を実施している市の割合は，都市規模の大きさが大きいほど実施の割合も大きい。しかし，エコショップ認定制度の取組の実施を都市規模ごとに比較すると，大都市，中都市に比べ，小都市は実施の割合が小さいことがわかった。
- 2) 実施している市数の割合が大きい茨城県と大阪府は県単位でエコショップ認定制度を実施していることがわかった。県単位における実施市の割合は県によってばらつきがあった。

<参考文献>

- 1) 都市規模別の目標・指標の検討－国土交通省，
<<http://www.mlit.go.jp/singikai/koutusin/koutu/shoiinkai/5/images/42.pdf>>，2013-2-10